

育児休暇促進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 10月16日～令和3年10月15日までの1年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年10月～ 法に基づく諸制度の調査
(実際は育児休暇の相談のあった8月から調査開始)
- 令和2年11月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和2年11月中旬～12月中旬 パート職員への情報提供回覧(既読者記名式)
- 令和2年11月中旬～12月 専従職員への説明会